

第3期日野町障がい者計画

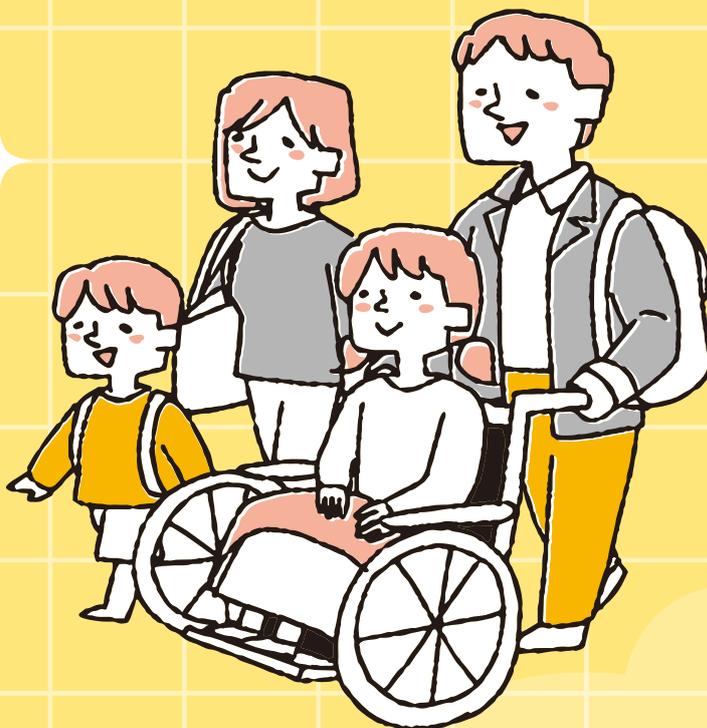
令和6年度～令和11年度(2024～2029)

第7期日野町障がい福祉計画

第3期日野町障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度(2024～2026)

概要版



令和6年3月
滋賀県日野町

計画策定の趣旨

本町では、日野町障がい者計画・日野町障がい福祉計画・日野町障がい児福祉計画を策定し、様々な障がい者施策を進めています。

これらの計画に関して、令和5年度に計画期間が満了となるため、日野町の現状や社会情勢等を踏まえ、新たな計画を策定しました。

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、それぞれの根拠法に基づいて策定されます。障がい者のための施策や障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策、成果目標・数値目標等について記載されています。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策、成果目標・数値目標を定める	

計画書は、本町の「日野町総合計画」と「日野町地域福祉計画」を上位計画として、他の福祉計画との整合性を図って策定しました。また、国の「障害者基本計画」および滋賀県の「滋賀県障害者プラン」をふまえて策定しました。

計画期間

障がい者計画の計画期間は、令和6年度～11年度の6年間とし、障がい福祉計画（障がい児福祉計画）の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

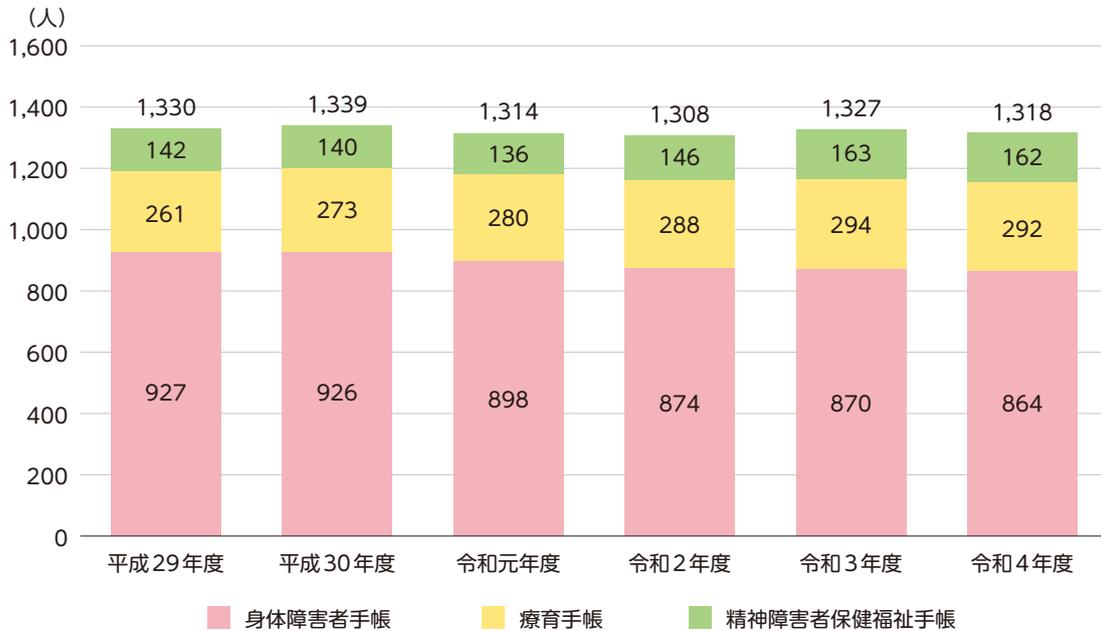
また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間は、令和6年度～8年度の3年間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期障がい者計画						第3期障がい者計画					
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画					

障害者手帳所持者の状況

本町の障害者手帳所持者数は、令和4年度時点で、身体障害者手帳が864人、療育手帳が292人、精神障害者保健福祉手帳が162人となっています。

障害者手帳所持者数の推移



※市町村別障害者手帳所持者数（滋賀県）（各年度末）

基本理念

これまでの計画理念を継承し、すべての住民が、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの個性と人格が尊重され、いきいきと安心して暮らせるまちづくりをめざします。そして、障がい者が地域で自立した生活を送り、障がいのない人と『共に生きる社会』の実現を図ります。

ノーマライゼーションの理念

障がい者が、社会の一員として、障がいのない人と平等に生活し活動する社会をめざします。

リハビリテーションの理念

すべてのライフステージにおいて、障がいの状況に応じた適切な支援を行い、障がい者の全人的な可能性の追求をめざします。



障がい者施策

基本目標 1 啓発・広報の推進

① 人権感覚豊かな人・まちづくり

障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、すべての住民がともに理解し合い、自分で選択し、それぞれの生き方が尊重される啓発活動や交流活動を推進します。

主な 施策	(1) 啓発活動の推進
	(2) 交流の推進

② 支え合い・助け合いの精神に基づく地域福祉の促進

障がい者が地域で安心して生活できるよう、住民をはじめ関係機関や地域の団体が連携し、相互扶助の精神に基づいた地域福祉活動を促進します。

主な 施策	(1) 地域福祉活動の推進
	(2) ボランティア活動への支援
	(3) 障がい者のためのセーフティネットの整備

基本目標 2 福祉の推進

① 安心した暮らしを支える福祉の仕組みづくり

各種サービスの計画的な整備・充実を図るとともに、保健・医療・福祉等の連携による支援ネットワークのもと、必要なときに必要なサービスが円滑に提供されるよう取り組みます。

主な 施策	(1) 相談支援機能の充実
	(2) 自立支援サービスの充実
	(3) 情報提供機能、意思疎通・コミュニケーション支援の充実
	(4) 各種福祉手当の支給

② 安心して地域で暮らせる体制づくり

地域での自立支援の視点に立った居住支援に取り組みます。また、利用者が事業者と対等な立場でサービスを主体的に選択・契約できるよう、苦情相談や利用援助などの権利擁護体制を推進します。

主な 施策	(1) 居住への支援の充実
	(2) 権利擁護施策の促進
	(3) 虐待の防止

基本目標 3 保健・医療の推進

① 障がいの早期発見・早期対応と健康づくり

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見とともに、障がいの軽減、心身機能の維持・回復を図るリハビリテーション体制を充実し、心身の健康づくりを支える保健サービスを充実します。

主な 施策	(1) 障がいの予防と早期発見・早期医療の推進
	(2) 健康管理・増進施策の充実
	(3) 地域リハビリテーション体制の推進

② 地域で安心して生活が継続できる医療の体制づくり

医療的ケアが必要な障がい者が地域で安心して暮らしているよう、地域医療の充実と医療費助成等の支援を図ります。

主な 施策	(1) 医療・診療体制の充実
	(2) 精神科医療の充実
	(3) 難病患者の保健医療の充実
	(4) 医療費助成の実施

基本目標 4 発達支援・教育の推進

① 障がいのある児童・生徒の発達を支援する療育体制づくり

障がいの状況に応じた適切な療育・教育を充実するとともに、多様な学習機会の確保に努めます。

また、地域全体で障がいのある児童・生徒の健やかな育成に取り組むとともに、インクルーシブ教育の推進に向けた体制づくりを進めます。

主な 施策	(1) 療育の充実
	(2) 就学前教育の充実
	(3) 発達障がい児に対する支援

② ともに学び、ともに育つ学校教育の充実

障がいのある児童・生徒やその保護者の意向を尊重しながら、自らが生活のしかたや進路を選択できるよう支援します。

また、適切な教育内容・指導方法が取り入れられ、生きる力を育むことができる教育環境の充実に取り組みます。

主な 施策	(1) 義務教育の充実
	(2) 健康・安全教育の推進
	(3) 教育条件の整備

③ 障がいのある子どもとの交流

地域の子どもたちが豊かな休日を過ごせるよう、障がいのある児童・生徒と健常児が交流する事業を継続して進めていきます。

主な 施策	(1) インクルージョンの推進に向けた交流の促進
----------	--------------------------

基本目標

5

スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

① 社会とのつながりを継続する学校外活動・社会教育の充実

放課後や学校外、卒業後の生活においても、地域社会とのつながりをもち活動できるよう、社会教育においても継続的な支援に取り組みます。

また、障がい者を対象とした学習機会の充実とともに、障がいのある人と障がいのない人が共に参加する学習機会の充実を図ります。

主な 施策	(1) 放課後（学校外）活動の充実
	(2) 障がい者の学習機会の充実
	(3) 障がい者理解教育の推進

② スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加を通じた生きがいづくり

各種施設のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者の活動に対する支援の充実を図ります。

主な 施策	(1) 施設の整備・充実
	(2) 事業の推進

基本目標

6

雇用促進と就労支援

① 障がい者の雇用促進と就労支援の取り組み

関係機関と連携し、障がい者の就労支援に取り組み、企業や事業所に雇用への理解を働きかけ、障がい者の働く場の確保に努めます。

主な 施策	(1) 企業に対する啓発の強化
	(2) 就労支援の充実
	(3) 行政における雇用促進と就労支援

② 就労意欲のある人に応える就労の場づくり

関係機関との連携・協力により、一般就労や福祉的就労の機会や場の整備・充実に努めます。

主な 施策	(1) 就労の場の拡大
	(2) 福祉的就労の場の整備・充実

基本目標

7

住民すべてにやさしいまちづくり

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点によるまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしいまちづくりを推進するとともに、既存施設・設備については引き続きバリアフリー化に取り組みます。

主な 施策	(1) 福祉のまちづくり気運の醸成
	(2) 都市基盤の整備・充実
	(3) 町有施設の整備・充実

③ 安心・安全・便利なまちづくり

障がい者の自立支援と積極的な社会参画を促進するため、関係機関と連携し、利便性に配慮した交通手段の充実をめざします。

判断能力に不安のある障がい者や高齢者が犯罪被害に遭わないよう、未然防止のための対策等、関係機関と連携して取り組みます。

主な 施策	(1) 移動手段の整備・充実
	(2) 防犯対策の推進
	(3) 防災対策の推進・災害時の対応

② 生活の基盤となる住まいの充実

生活の基盤となる住環境の整備・充実、住居のバリアフリー化に取り組みます。

主な 施策	(1) 公営住宅の整備等
	(2) 住宅改善への支援



訪問系サービス

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

自宅での生活を支えるため、障がい者本人の状況や暮らしの状況等を踏まえて、自宅で過ごす際や外出時に必要な、その人の生活に沿ったサービスの提供を行います。



日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労選択支援
- 就労継続支援（A・B型）
- 就労定着支援事業
- 療養介護
- 短期入所（福祉型・医療型）



自立した生活を送るため、日中の食事や入浴、排せつ等を支援します。また、創作活動・生産活動機会の提供や、本人の希望や能力に沿った就労への支援を行い、社会経済活動への参加を推進します。

地域における自立した生活を支援するため、住まいの場（グループホーム等）を提供するとともに、施設に入所している方へ、食事や入浴、排せつ等を支援し、日常生活を営むために必要な援助を行います。

居住系サービス

- 共同生活援助（グループホーム）
- 施設入所支援
- 自立生活援助

サービス等の支援



地域での自立した生活を支えるため、そして地域生活を継続していくため、適切なサービス利用に向けた相談や、希望する地域生活を叶えるための相談等を行います。

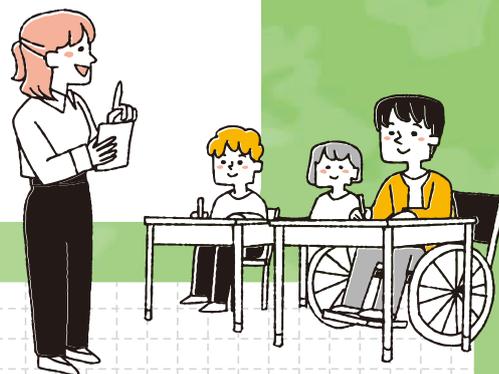
相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

障がいのある子どもたちや療育が必要な子どもたちへの切れ目ない支援を行い、子どもたちが元気にいきいきと過ごすための支援やサービスを提供します。

障がい児通所・相談支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 障害児相談支援
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
- ペアレントトレーニング
- ペアレントプログラム
- ペアレントメンター
- ピアサポート活動



利用者の状況や能力・適性、地域の実情に合わせた柔軟な事業実施を行い、地域において自立した生活を営むことができるよう支援します。

地域生活支援事業

- 理解促進・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業
- 巡回支援専門員整備
- レクリエーション活動等支援
- 点字・声の広報等発行

計画書の詳しい内容については、計画本編をご確認ください。

**第3期日野町障がい者計画
第7期日野町障がい福祉計画
第3期日野町障がい児福祉計画**
— 概要版 —

発行：令和6年3月 編集：日野町
〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
TEL：0748-52-6573(直通) FAX：0748-52-6503(代表)